

# 雇い入れ時安全衛生教育！ 年250日開催

特別教育	開催日	締切	受講資格
全資格	日月水木金	3日前	60資格/会場
駐車場	人数	講習時間	持ち物
西10m (狸の守衛)	お一人様	8時～	ボールペン・飲料

Q. 今度の新入社員の教育は誰が担当かな？

A. おれじゃないよ。じゃあ誰なの？

Q. 新入教育をしてね。

A. するのは良いけど自分の仕事が貯たまっちゃうよね。

Q. パートさんやアルバイトさんが教育のあとで辞めない方法知ってるかい。

A. それは無理だよ。運だけかな。

Q. 教育担当はいるけど他の仕事もしているからなあ。

A. そうなんだよな。入社が不定期だから難しいよね。

Q. 社員募集が毎年4月と決まっていれば良いのだけど・・・。

A. パートさんやアルバイトさんが来るたびに事故防止を伝えるしかないね。。

.....

そうだ。雇い入れ時や作業変更時の安全衛生講習がありますよね。上司に相談しよう。

.....こんな会話が聞こえて来ます。

## 雇い入れ時安全衛生教育 (労働安全衛生法 59 条 1.2)

### 1 雇い入れ時、作業内容変更時の教育

事業者は、労働者（常時、臨時、日雇等雇用形態を問いません）を雇い入れたとき、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行う必要があります。教育の具体的な内容は、以下のとおりです。業種によっては、(1)～(4)の事項を省略可能です。

- (1) 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事。
- (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事。
- (3) 作業手順に関する事。
- (4) 作業開始時の点検に関する事。
- (5) 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事。
- (6) 整理、整頓及び清潔の保持に関する事。
- (7) 事故時等における応急措置及び退避に関する事。
- (8) 前各号に掲げるものの他、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項。

※訪問開催の流れ 訪問開催見積依頼書(2人以上) → 見積書をファクス → ご検討

問い合わせ	<p style="text-align: center;"><b>職長教育センター</b> 代表 榎本 和男</p> <p>愛知県稲沢市七ツ寺町地蔵前 70 番地の 4 (株)昭和企画 (創業 51 年 資本金 5500 万円)</p> <p>TEL 0587(36)3271 FAX 0587(36)0361 開始 8時～17時</p> <p><a href="http://www.showakikaku.co.jp/">http://www.showakikaku.co.jp/</a> 課税事業者登録番号 T9180001085881</p>
開催地	札幌市・函館市・八戸市・仙台市・東京都江戸川区・小田原市・四日市市・長岡京市・広島市